

対策はお済みですか!? 経理・会計担当者必見。

# 消費税確定申告・決算説明会

軽減税率導入後、初めての確定申告（決算）について徹底解説!

2019年10月1日から消費税が10%に引き上げられ、軽減税率制度が導入されました。  
軽減税率制度は、食品を扱う事業者だけでなく、全ての業種に影響します。

消費税申告は、売上などでお客様から預かった消費税から仕入れ・経費の支払い等で事業に関連して支払った消費税を差し引いて納めることが原則です。そこで、食料品等を販売してなくても仕入れや経費の支払いで軽減税率対象の取引があれば、区別しておく必要があります。

つまり、販売・仕入れ・経費支払いなどにおいて、税率ごとの管理が必要になるため、請求書等の様式や経理処理の変更が必要になる場合があります。さらに制度導入後、初めての消費税申告では、期中に税率が変更することにも注意が必要です。

本セミナーでは、個人事業所の確定申告、法人企業の決算に向けた準備について解説します。

また、第2部では煩雑な経理事務の効率化が期待できる「クラウド会計」の操作方法を解説し、実際に体験することでその利便性を実感していただけます。本説明会を受講し、新制度下でのスムーズな申告(決算)準備にお役立てください。

日時 2019年12月2日(月) 13:30~

主催 甲府商工会議所

## 第1部

13:30~  
「確定申告・決算に向けた  
軽減税率制度説明」

講師: 甲府税務署 担当官 共催: 甲府税務署

## 第2部

15:00~  
「かんたん! クラウド会計 体験会」

講師: 株式会社マネーフォワード  
事業推進本部 内田 健太 氏

※第2部参加希望の方は、ノートパソコンもしくはタブレット端末を持参して下さい。  
※先着で5台まで貸出し可能です。下記の貸出し希望に○を付してください。



## 講座内容

### 第1部

- ・消費税確定申告の仕組み
- ・本則課税と簡易課税
- ・税率ごとの区分処理
- ・請求書の様式変更
- ・申告(決算)に向けて注意すること
- ・質疑応答 ほか

### 第2部

- ・クラウド会計とは
- ・導入で期待される効果
- ・消費増税・軽減税率への対応
- ・操作実演・体験 ほか

参加無料。どなたでも自由にご参加いただけます!

【申込方法】 下記、申込書に必要事項をご記入いただき、

FAX:055-233-2131にてお申込みください。

【問合せ】 甲府商工会議所 岡・依田 TEL:055-233-2241

定員 各回 50名(先着順) (※定員になり次第、締切)

場所 甲府商工会議所会議室 (甲府市相生2-2-17)

## 消費税確定申告・決算説明会

事業所名	参加講義 (○で囲む)	両方・第1部・第2部 ※第2部参加者 (PCの貸出し 希望・不要)
ご住所	TEL FAX	
参加者氏名	参加者氏名	